外国人技能実習生受入企業のみなさまへ

インターネットバンキング不正送金事案などの**犯罪に外国人技能実習生の方が関与**しているというケースが増加しています。**場合によっては逮捕**されることもあります。外国人技能実習生受入企業として、次のことについてご指導・ご配意いただきますようお願いいたします。

外国人技能実習生を犯罪に加担させないために

インターネットのサイトやインスタントメッセージアプリなどを通じて、「お金になる話がある」 という言葉に誘われて、軽い気持ちでしてしまうことが多いようです。

【外国人の方が犯罪に加担する事例】

- (1) 口座の売買(犯罪収益移転防止法違反など) 給与振込用に作成した金融機関口座を帰国する時に売り、その口座がインターネットバンキング不正送金事案などの不正送金先に利用される。
- (2) 現金の引き出し(犯罪収益移転防止法違反など) 自分の銀行口座に振り込まれたお金(不正送金や詐欺の被害金)を引き出し、別の口座 (犯人の口座など)に送金する。
- (3) 不正配送(詐欺罪など) 自宅に配送されてきた荷物(詐欺や不正アクセスの被害品)を受け取り、転送する。
- (4) 携帯電話の売買 (携帯電話不正利用防止法違反) 帰国するなどの理由で不要になった携帯電話を売り、その携帯電話が犯罪に利用される。

【技能実習生の方にご指導いただきたいこと】

- (1) 上記のような行為は犯罪であること。
- (2) 「犯罪だとは知らなかった」という考えは通用しないこと。
- (3) おかしいなと思ったり、自分では断れないような誘いを受けた時は相談すること。
- (4) 友人に誘われたら、誘いに乗らず、友人にもやめるよう説得すること。

【企業の方にご配意いただきたいこと】

- ◆ 帰国時には、金融機関口座の解約を済ませたかどうか必ず確認してください。
 →穴を開けた通帳を見せてもらう、解約の際には金融機関に同行する など
- ◆ わからないことがあった時は、**警察や担当機関の窓口などにご相談**ください。
 - →石川県警察本部生活環境課サイバー犯罪対策室 076-225-0110 (内線 3494)

石川県警察本部